

平成18年 2月 7日  
事 務 連 絡

自動車整備振興会関東ブロック  
連絡協議会 常任幹事 殿

関東運輸局  
自動車技術安全部  
整備課長

優良自動車整備事業者の認定に対する登録免許税の課税について

標記について、自動車交通局技術安全部整備課事業班長から別添のとおり事務連絡（平成18年2月1日付）がありましたので、これにより参加会員へ周知方  
お願いします。

**優良自動車整備事業者の認定に対する登録免許税の課税について**

平成 18 年度税制改正（平成 18 年 4 月 1 日施行予定）に関しては、昨年 11 月 25 日に政府税制調査会において「平成 18 年度の税制改正に関する答申」、12 月 17 日に与党において「平成 18 年度税制改正大綱」が取りまとめられ、本年 1 月 17 日には「平成 18 年度税制改正の要綱」が閣議決定されたことにより、今後、この要綱に基づいて所要の措置が講じられる予定です。

その一環として、個人の資格又は事業の開始等に伴う登録、免許等については、昭和 42 年に課税対象に追加されて以来、社会経済情勢が大きく変化しているとともに、新たな登録・免許が創設されてきた中で、課税上のアンバランスを是正するため、課税対象の見直しが必要とされ、この通常国会で登録免許税法が改正される予定です。

登録免許税法の改正後は、以下の取扱いとなります。

## 記

1. 優良自動車整備事業者の認定（道路運送車両法第 94 条）については、2. の税額を、申請の時期にかかわらず、平成 18 年 4 月 1 日以後に行われる認定処分に対して課税されることとなるとともに、手数料が廃止される。
2. 税額について
  - ①優良自動車整備事業者の認定（1 種） 1 件につき 90,000 円
  - ②優良自動車整備事業者の認定（2 種） 1 件につき 60,000 円
  - ③優良自動車整備事業者の認定（特殊） 1 件につき 30,000 円
3. 平成 18 年 3 月 31 日以前に申請したものであっても、所要の審査期間を経るために平成 18 年 4 月 1 日以後の認定となることがあり、その場合には、登録免許税から既に納付された手数料を差し引いた額を納付することとなる。
4. 登録免許税の納付方法等の詳細は、後日お知らせ致します（事後納付になる見込み）。

別添2

事務連絡

平成18年2月1日

社団法人日本自動車整備振興会連合会  
日本自動車整備商工組合連合会  
日本自動車車体整備協同組合連合会  
全国自動車電装品整備商工組合連合会  
全国タイヤ商工協同組合連合会

御中

自動車交通局技術安全部整備課  
整備事業班長

優良自動車整備事業者の認定に対する登録免許税の課税について

平素は自動車交通行政に理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

標記については、平成18年度税制改正（平成18年4月1日施行予定）に伴い、登録免許税法が改正されることを受け、貴会におかれましても、別添について、傘下会員等に対して周知を行っていただきますようご協力お願い致します。